

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	Streamlining the CDM CDM の簡略化
主催	国際排出量取引協会 (IETA)
日時	2005 年 12 月 1 日 (木) 18:00 ~ 20:00
主要討論者	<p>発表者 : Andrei Marcu 氏 (IETA) Paul Curnow 氏 (Baker &amp; McKenzie) Sushma Gera 氏 (CDM EB 議長)</p> <p>コメンター : Norine Smith 氏 (カナダ環境省) Macro Bedoya 氏 (CEMEX) Xuedu Lu 氏 (CDM EB 副議長) Jurgen Salay 氏 (欧州委員会 (EC)) Dirk Forrister 氏 (ナットソース)</p> <p>司 会 : Michael Zammit Cutajar 氏 (UNFCCC 前事務局長)</p>
傍聴者	約 80 名
目的	CDM の簡略化についてこれまで発表されている様々なオプションについて考察するとともに、マラケシュ合意の下で可能なことについて Baker & McKenzie から法的な意見をもらう。
発表の概要	<p><u>Michael Zammit Cutajar 氏 (UNFCCC 前事務局長)</u> :</p> <p>この COP11 及び COP/MOP1 では、CDM に関する多くのイベントが開催されており、政府と関係者との対話を通して生産的な議論が行われている。その議論の中で CDM の効率性や資金・人材の不足の問題などが取り上げられている。CDM 理事会 (EB) も透明性に関する決定をしている。COP 議長が提唱している 3 つの「I」の 2 番目の「I」 (= Improvement) として、マラケシュ合意の枠内で CDM の改善を行うことが全会一致で認識されている。マラケシュ合意についてはまだまだ議論すべき課題 (方法論の承認、追加性基準、ホスト国の開発への貢献、地理的偏りなど) があるが、CDM において一貫して重要な二本柱は「持続可能な開発」と「環境十全性」である。これら山積する課題に対して、IETA のポジションペーパーや EB 運営計画でも触れられている。</p> <p><u>Andrei Marcu (IETA) 「IETA ポジションペーパー : CDM の強化」</u> :</p> <p>配布している「IETA ポジションペーパー」について詳細にここで説明するだけの時間が無いので、かいつまんで紹介する。</p> <p>CDM の発展過程において課題が存在しているが、CDM は黎明段階から実施段階に移行する時期を迎えている。EB が調整機能を中心に活動し、技術的・専門的な詳細は方法論パネルや専門家を信用して任せることが、CDM の簡素化とプロジェクト登録・実施の迅速化に資する。追加性証明ツールや小規模プロジェクトの簡素化規則なども、改善の余地がある。追加性については、ベースラインを適切に決定できれば追加性を別途証明する必然性がないと思われる。</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

Paul Curnow 氏 ( Baker & McKenzie ) 「 CDM に関する COP/MOP と CDM 理事会の権限と機能 」 :

IETA の考えに対する法的見地からの意見を述べる。

COP/MOP は CDM 理事会 ( EB ) に対し完全な権威を有しており、EB は COP/MOP の下で CDM を監督する権限が付与されている。事務局は EB に役務を提供し、CDM の実施のための人材と資金を配分する責任を負っている。

COP/MOP は EB メンバー候補者に作業内容に関する業務指示書を設定できるのか？という疑問については、CDM 規則では EB メンバーの資格要件に関してほとんど詳細に規定されていないため、COP/MOP は EB メンバーの選出に際しての資格要件に関するガイダンスあるいは基準を設定することができるであろう。ただし、作業内容に関する指示書ではなく、締約国や COP/MOP が EB メンバーを選出するときの基準と言ったような形でである。

UNFCCC 事務局が EB に役務を提供するための人材を指名し、EB 議長に報告することができるのか？という疑問については、CDM 規則は事務局に EB に役務を提供する人材の任命を許可している。しかし、事務局は EB の役割や事務局の役割の範囲内でその人材が活動することを確保し、人材に対する完全な管理権を留保する必要がある。

EB メンバーに報酬を支払い、あるいは専任 ( full time ) 職員とすることができるのか？という疑問に対しては、それを禁じた規定が CDM 規則の中には存在しない。事務局は EB メンバーへの報酬として資金を分配することはできる。あるいは、COP/MOP が、例えば国連職員のレベルに準じて、EB メンバーの行った業務に対して報酬を与えるという決定をして、その件を明文化して確認することもできる。

EB メンバーは、EB メンバーとして行った行為に対して法的責任があるのか？については、現時点では EB メンバーは国連職員の免責特権を有しておらず、また国家政府職員としての主権免責特権も有していない。また各国国内法制下において EB の業務を行うことに対して法的責任がある可能性がある。この問題については、事務局が各締約国が検討すべき問題としてすでに提起しており ( FCCC/KP/CMP/2005/6 参照 )、最終的には COP/MOP の決定によって全締約国を拘束する特権・免責の実効的な体制が確立される必要がある。

EB が方法論・プロジェクトの承認に対して権限を行使することに、手続き上の制限があるのか？という疑問については、CDM 規則は適正手続 ( due process ) の概念に似たレビュー手続を規定している。しかし、プロジェクト参加者やその他一般との EB の相互活動については何ら特定の規定が無く、EB は COP/MOP の承認を得て手続規則を策定できる権利が与えられているだけである。したがって、EB としては、EB 会合以外にプロジェクト参加者と直接的相互活動を行ったり、重要な問題について公聴を行ったり、正式な書面での決定・意見を求めたりと言ったような勧告をすることができるだけであろう。

方法論の開発には、トップダウン型とボトムアップ型共に許されるのか？については、CDM 規則ではベースラインはプロジェクトに特定のものでなければならないと明示しているものの、新規方法論は PDD 案と共に提出しなければならないとの規定もある。EB やホスト国、専門家などによるトップダウン型の方法論承認は現状では認められないが、マラケシュ合意によるとトップダウン型で開発し承認のために参加者が選択する方法論が許される。ただし、マラケシュ合意よりも COP/MOP の決定が優越するため、

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

プロジェクトなしでも開発・承認されるプロジェクトタイプ別ベースライン方法論の可能性はある。

Sushma Gera の対応：方法論の疑問については、マラケシュ合意でプロジェクトに即したものを PDD で提案するとの規定がある。トップダウン型の方法論策定について、その可能性は認めるが、マラケシュ合意の添付書 C も参照しなければならない。

Sushma Gera 氏 ( CDM EB 議長 ) 「 CDM EB の運営計画 ( Management Plan ) 」 :

CDM EB の運営計画 ( MAP ) には、EB 任務の重要分野に関する項目 ( 方法論承認やプロジェクト登録、CER 発行などの事案関連機能 ; 方法論や DOE 認定、登録などの手続的事項 ; 報告・連絡・内部管理・政府間プロセス )、COP/MOP の直接管轄下での EB の作業 ( 勧告の作成と決定の要請 )、並びにマラケシュ ( COP7 ) 以降の EB の役割 ( マラケシュ合意の実務的規則への翻訳作業、及び日常事務業務機関からの脱却に向けての道程 ) が述べられている。

MAP の目的は、COP10 の要請を受けて、12 ヶ月スパンでの EB 及びその下部機関 ( パネルや作業グループ ) の作業の計画・実施・監視の枠組を策定し、EB 機能の透明化・効率化・費用対効果向上化と関係者の参加を促すことである。ここで計画することは、プロジェクト単位の負担と資金額を仮定した上での不確実な状況で策定したものである。

MAP の対象とするのは、今回は 2006 年 12 月までの 18 ヶ月間に関して、EB の機能化と支援体制の構築、資金・業務量・優先事項、効率性向上のための手続の簡略化、及び課題とその対処方法である。既存の運営計画ツールを検討した上でその結果を反映すると同時に、多様な実施主体の独立性に考慮する。

EB の監督任務、パネル・作業グループの強化、迅速決定のための執行委員会の設置、技術的役割を担う事務局の強化、方法論承認・登録の手続の簡略化、及び資金問題に絡む収益分担金に関するものをパッケージとして、MAP に含ませている。より重要なものは COP/MOP での決定に寄らざるを得ない。簡略化に関しては、すでに作業に着手している部分もある。

課題としては、CDM の完全の実施段階における EB の監督任務とその支援体制の定義、EB・パネル・作業グループ・事務局の能力、EB メンバーの構成、資金、を挙げている。プロジェクト登録に関する専門家チームを設置し、レビューの必要性を判定することも検討している。また特に資金に関しては大きな問題である。

将来に向けては、EB 年次報告は EB 議長が COP/MOP に提示すること、並びに COP/MOP 全体会合でなされる CDM の実施に関する改善についての数多の建設的な提案を参考にすること、を行う。

なお、EB のメンバーは、様々な分野の専門家から構成されていて、それが時間がかかる理由となることもあるが、分野的な抜け落ちはない。

Norine Smith 氏 ( カナダ環境省 ) :

CDM の概念は、非常に魅力的で且つ啓発的である。環境の内部費用化が進行していると言える。かつては環境と経済は対立するものであり、環境保全 = 規制で、勝ちと負けが存在したが、CDM では環境と経済は統合され、全員が勝てる。気候変動体制 ( UNFCCC

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

と京都議定書)の下では、そのための海外投資が増加しており、その規模は ODA の 10 倍もの額になるであろう。

Macro Bedoya 氏 (CEMEX):

持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) のセメント作業部会 (Cement Sustainability Initiative (CSI)) が、セメント産業の観点から CDM の強化について検討した。その内容に沿って、CDM へのベンチマークアプローチについて発表する。

セメント産業からの CO2 排出量は、世界の人為起源 CO2 排出量の約 5% を占めている。CSI は CDM の枠組の変更について提案する。

セメント産業の排出削減の可能性は大きく、特にアジアで大きい。これまでにセメント企業が CDM プロジェクトの開発に取り組み、3 つの方法論について承認を得たが、プロジェクトは 1 つも登録に至っておらず、セメント産業にとって現行 CDM は効率的ではない。そこで CSI は、ベースラインと追加性証明のために、セメント産業向けのベンチマークを設定する試みを始めた。この方法でのベースライン設定によっても、環境十全性を達成することができる。排出量がベースライン以下であれば、追加性があると認められ、プロジェクトは現行 CDM に適当する。ベンチマークの利用の利点は、透明性が確保され、フリーライダーを抑制できることである。

Xuedu Lu 氏 (CDM EB 副議長):

Gera 氏の発表に付け加えることは特にないが、多くの解決すべき課題があり、CDM の改善 (reform) が必要であることは認識している。提案された方法論の半数が承認されなかったのは、その質が低かったからである。排出削減に対する CDM のユニークさを認識し、排出削減が確実に行われるようにすべきである。

Jurgen Salay 氏 (欧州委員会 (EC)):

CDM は政治的なプロセスにおいては成功してきている。ビジネスと環境の共存によって、真の排出削減を達成できるものと信じている。EU ETS は、CDM 及び JI に対しても門戸を開いており、その連結についての指令もある。これに関してホスト国における能力開発も行っている。CDM と CDM EB の資金問題は、この COP/MOP では非常に重要である。CDM EB が監督機能をもっと充実させること、及び事務局からの技術的・専門的サポート (外部専門家によるサポートを含む) を得ることもまた重要である。EB メンバーの法的責任の特権免除については、EC としては支持したい。

Dirk Forrister 氏 (ナットソース):

カーボン貯留源の保全も CDM で対処すべきである。資金問題は大きな課題であり、収益分担金 (Share of Proceeds) が公平且つ資金源となるようにすべきである。また、才能の集まりである CDM EB の改革は、徐々に行われていくべきである。EB のメンバーがそれに取り組んでくれることを期待している。

質疑応答

C1: PDD 準備中の CDM プロジェクトは 700、その 2012 年までの想定クレジット量は 10 億 t と言われている。そのクレジット量の約半分が産業部門から生み出される。また、事務局からの技術的・専門的サポートの重要性は、EB メンバーやパネルメンバーの過重

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>負担を考慮すると、確かにその通りである。CDM の地理的配分の偏りは、アフリカが少ないのは排出量そのものが少ないからであり、中国の排出量は附属書 I 国に劣らないほどの排出量があるからである。</p> <p>Q2：ベンチマーク方法論は、これまで一つも承認されておらず、またセメント産業分野の方法論が承認されているにもかかわらず、なぜ提唱されるのか？</p> <p>A2：追加性の証明が煩雑であるためである。</p> <p>Q3：日本の Future CDM のように分野別方法論を打ち立てようとする試みを支持しないのか？</p> <p>A3：批判していないし、むしろ支持している。</p>
資料	<p>&lt; 会場配布資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IETA Position Paper 「Strengthening the CDM」 ( <a href="http://www.ieta.org/ieta/www/pages/download.php?docID=1132">http://www.ieta.org/ieta/www/pages/download.php?docID=1132</a> で入手可 )</li> <li>● WBCSD CSI 「Strengthening the CDM: A Cement Industry Perspective」( Nov. 2005 )</li> <li>● WBCSD 「The Cement Sustainability Initiative: Progress Report」( Jun 2005 )</li> <li>● WBCSD 「The Cement Sustainability Initiative: Our Agenda for Action」( Jul 2002 )</li> </ul> <p>&lt; オンライン資料 &gt;</p> <p>( IETA ウェブサイト : <a href="http://www.ieta.org">http://www.ieta.org</a> )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プレゼンテーション ( Paul Curnow )</li> <li>● プレゼンテーション ( Sushma Gera )</li> <li>● プレゼンテーション ( Norine Smith )</li> <li>● プレゼンテーション ( Marco Bedoya )</li> </ul>

文責：元田 智也 ( GEC )